

各務原市民生委員・児童委員協議会事業補助金交付要綱

(平成18年2月27日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された各務原市民生委員・児童委員協議会（以下「市民児協」という。）の活動を推進し、地域福祉の向上を図るため、市民児協に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市民児協が地域福祉の推進を目的として行う事業とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
民生委員及び児童委員の活動に要する経費	補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と市長が別に定める基準額とを比較して少ない方の額
市民児協の運営に要する経費	
市民児協の活動の推進に要する経費	

(実施報告)

第4条 補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに規則第11条の補助事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

(返還)

第5条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な行為があったとき。

(関係書類の保存)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類等を補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。